

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をすることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 2月 1日～令和4年 11月30日までの 3年間10カ月

2. 内容

目標1：男性の育児休業取得を促進するための措置を実施する

<対策>

- 令和3年 2月～ 男性も育児休業を取得できることを周知する。
- 令和3年 2月～ 配偶者が出産した場合には会社へ報告してもらい、個人面談を実施する。

目標2：働き方の見直しとして「テレワーク制度」を導入する

<対策>

- 令和3年 2月～ テレワーク導入に向けて打合せを行い、制度を構築する。